



令和8年度から被扶養者認定の 収入要件が変わりました

令和8年4月1日から「労働契約で定められた賃金」から見込まれる年間収入が認定限度額未満であり、給与収入以外の収入が見込まれない場合は、直近3ヵ月の給与明細等で見込まれる年間収入が認定限度額以上の場合でも、収入が社会通念上妥当である範囲にとどまる場合は被扶養者として認定することが可能となりました。

「年収の壁」については
こちら

厚生労働省
サイト



Q
&
A

Q1
A1

「労働契約で定められた賃金」から見込まれる年間収入はどのように確認するのですか？

「労働契約で定められた賃金」の確認は雇用契約書や労働条件通知書等の労働契約の内容がわかる書類と、認定対象者の「給与収入のみである旨の申立書」で行います。また、労働契約が確認できる書類がない場合や、シフト制で働いており、雇用契約書や労働条件通知書から収入を見込むことができない場合、給与収入以外の収入がある場合は、従来通り過去の給与明細や所得証明書等により年間収入を判定することとなります。

Q2

「労働契約で定められた賃金」は、どのように算定されるのですか？

A2

労働条件通知書等の労働契約の内容が確認できる書類において規定される時給・労働時間・日数等を用いて算定されます。

そのため、当該書類上に明確な規定がなく、あらかじめ金額を見込み難い時間外労働に対する賃金等は年間収入の見込みには含まないこととなります。

Q3

「社会通念上妥当である範囲にとどまる場合」とありますが、上限額は定められていますか？

A3

上限額があると実質的にその額が新たな年収の壁となるため、上限額は設けられていません。

給与明細等から、認定基準額を超えている期間や当初の想定額をどれくらい超えているかなどを確認したうえで判断します。

Q4

2ヵ所以上の事業所で働いている場合、各事業所の雇用条件がわかる書類が必要となりますか？ また、どのように年間収入を判定するのですか？

A4

給与明細から見込まれる年間収入が認定限度額を超えていた場合は、各事業所の雇用条件がわかる書類の提出が必要となります。ただし、いずれかの事業所で労働契約が確認できる書類がない事業所があった場合や、雇用契約書や労働条件通知書から収入を見込むことができない事業所があった場合は、従来通り過去の給与明細や所得証明書等により年間収入を判定することとなります。

ご不明な点は、勤務先の共済担当課または共済組合保健課（TEL 076-263-3367）までお問い合わせください。